

持分50%以下でも配当還元方式の適用認めず

出資持分の相続税評価で 通達の形式適用を否定する判決

非上場会社（以下「F社」）の出資持分の相続税評価額をめぐり、評価通達188を形式的に適用すると「配当還元方式」（1口当たり500円）により評価することができるにもかかわらず、同通達の形式的適用を否定したうえで「純資産価額方式等」（1口当たり8万1,204円）で評価すべきとする判決が下された（東京地裁平成26年10月29日判決、控訴審判決（東京高裁平成27年4月22日）も地裁判決を全面支持）。今回紹介する裁判事案は、納税者Aが主張する評価通達188の形式的な適用を否定したうえで、実質的支配が存在する（持分50%以下であっても納税者AらがF社を支配していた）という観点から、評価通達の定める評価方式以外の評価方式によるべき特段の事情があると判示された点が注目されるものだ。

形式的には「配当還元方式」で評価できるが……

今回紹介する裁判事案は、C社（非上場会社）に対して行われたF社（有限会社）出資持分の譲渡により、C社の株式の価額が増加し、その増加した部分がC社の個人株主である納税者Aへのみなし贈与に該当するか否かが争われるなかで、F社出資持分の相続税評価額が幾らであるかが争われたもの。

この出資持分の相続税法上の評価額に関し評価通達188は、「同族株主以外の株主等が取得した株式」の価額を「配当還元方式」により評価する旨を規定している。今回の裁判事案で争点の1つとなったのは、F社出資持分を取得したC社が同族株主以外の株主等に該当するか否か（配当還元方式を適用できるか否か）という点だ。

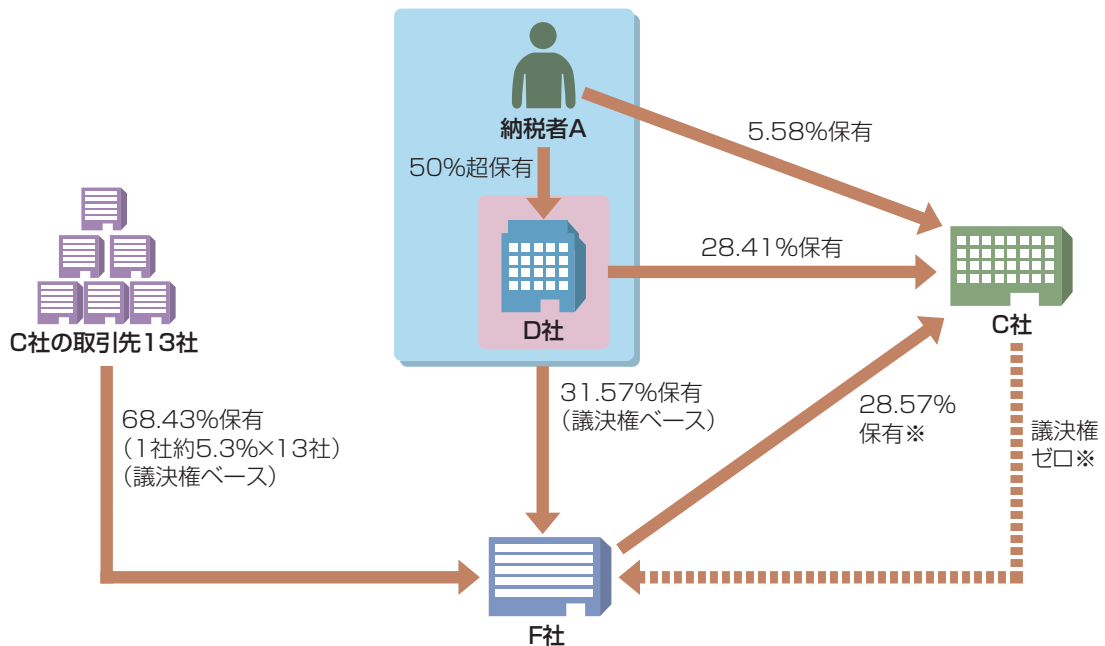
評価通達188(1)では、株主の1人およびその同族関係者が保有する議決権総数が30%以上である株主のことを「同族株主」と規定している。また、同通達では、法人税

法施行令4条（同族関係者の範囲）を引用するかたちで、株主等の1人およびその株主等に支配されている会社により議決権総数の50%超を保有されている会社のことを「同族関係者」と規定している（法令4②二）。

納税者Aは、これらの評価通達の規定を踏まえ、納税者Aおよびその同族関係者であるD社（納税者Aが50%超議決権を保有）が保有する議決権総数（31.57%）は50%を超えないため、F社は納税者Aの同族関係者に該当しないと指摘。また、納税者Aは、F社において議決権総数の30%を超える同族株主グループは納税者Aとその同族関係者であるD社だけであると指摘した（図参照）。

そのうえで納税者Aは、C社はF社の同族株主には該当しないため、C社が取得したF社出資持分は「同族株主以外の株主等が取得した株式」として、配当還元方式（1口当たり500円）により評価すべきであると主張した。

【図】 C社がF社出資持分を取得した後の支配関係図



※ 有限会社であるF社は、C社の議決権総数の25%を超える議決権(28.5%)を保有しているため、C社はその保有するF社出資持分について議決権を有しない(有限会社法41、旧商法241③)。

裁判所、持分50%以下であっても納税者らが実質的に支配

この納税者の主張に対し裁判所は、納税者AとD社が保有するF社の議決権数は50%を超えないため、評価通達188(1)を形式的に適用すると、F社は納税者AおよびD社の同族関係者に該当しないと指摘。しかし、裁判所は、F社出資持分の68.43%(議決権ベース)を保有していたC社の取引先13社がF社の社員総会に出席せず白紙または議案に賛成する旨の委任状を提出していたことなどを指摘したうえで、F社は納税者Aおよびその同族関係者であるD社によって実質的に支配されていたと認定。この認定事実を踏まえ裁判所は、F社は納税者AおよびD社の同族関係者に該当すると判断した。

次に裁判所は、納税者Aとその同族関係者であるD社およびF社が保有するC社の議決

権総数(約62%)が50%を超えているため、C社は納税者Aの同族関係者に該当すると指摘。

また、納税者Aとその同族関係者であるC社およびD社が保有するF社の議決権数(31.57%)は30%以上であるため、納税者AおよびD社だけでなく、C社もF社の同族株主に該当すると指摘した。

そのうえで、裁判所は、C社が取得したF社出資は、「同族株主以外の株主等が取得した株式」(評価通達188(1))該当しない(C社はF社の同族株主に該当する)ため、配当還元方式を適用できない(F社出資持分の時価は、純資産価額方式等により評価した1口当たり8万1,204円である)と結論付けた。